

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第68号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第58条の7第5項中「応じ同表」を「応じ、それぞれ同表」に改め、同項の表第1項第3号に掲げる者の項中「若しくは知的障害者更生相談所若しくは児童相談所の交付する判定書若しくは」を「又は」に改め、「若しくは精神保健指定医の診断書又はこれらに代わるものと知事が認めるもの」を削る。

第68条第3項中「、自動車税納税証明書自動発行機に必要事項を入力することにより請求する場合を除き」を削る。

附則第27項中「第2項、第4項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）、

「年 月 日この調書を作ります。

北 海 道（ 総合振興局、 振興局、札幌道税事務所） を

職 氏名 ㊟ 」

「年 月 日この調書を作ります。

に改める。

北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長） ㊟ 」

別記第35号様式の6その2中

「年 月 日

第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）、第6項又は第7項」を「第3項又は第4項」に改める。

別記第6号様式の6その1注意3の事項中「の場合」を「が請求する場合」に改め、同様式その2中

「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様

住 所（所在地） を

氏 名（名 称） 」

「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様

住 所（所在地） に改め、同様式その

請求者 氏 名（名 称） 」

2注意2の事項中「の場合」を「が請求する場合」に改め、「本人の住所（所在地）及び氏名（名称）と併せて」を削り、同事項に次のただし書を加える。

ただし、自動車検査証原本を提示し、又はその写しを添付した場合は、委任状の提出を省略することができます。

別記第6号様式の6その3注意2の事項中「の場合」を「が請求する場合」に改める。

別記第14号様式の2その3（裏）中

「道内郵便局」を 「道内郵便局
北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」 に改める。

別記第14号様式の3その2（5連）（表）末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 不要文字は、消して使用すること。

別記第14号様式の3その6（裏）中

「道内郵便局」を 「道内郵便局
北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」 に改める。

別記第35号様式の5その3中

北海道（総合振興局、振興局、札幌道税事務所）を

職 氏名 (印)

「年 月 日

に改める。

北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長） 印

別記第35号様式の51中

滞 納 者	住所（所在地）		氏名（名 称）		を
-------	---------	--	---------	--	---

滞納者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	

に改める。

別記第51号様式その1中

個人番号又は法人番号					

を

[illegible]

に改める。

別記第52号様式その3中

不動產取得調書 (原始取得分)

評価区分	処理区分	市	町	村	記	載	事	項	
------	------	---	---	---	---	---	---	---	--

を

不動產取得調書 (原始取得分)

評価区分	処理区分	市	町	村	記	載	事	項	
------	------	---	---	---	---	---	---	---	--

に改める。

別記第54号様式（裏）添付書類の表1の項中「5面」を「5面まで」に、「アパート」を「アパートなど」に改め、同表2の項中「。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要」を削り、「5面」を「5面まで」に改める。

別記第55号様式末尾欄外注意2(3)の事項中「建築基準法第6条に規定する確認済証」を

「建築確認申請書（第1面から第5面まで）の写し及び確認済証の写し」に改め、同注意2(4)の事項を同注意2(5)の事項とし、同注意2(3)の事項の次に次の1事項を加える。

(4) 今後新築され、又は取得する住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）又は共同住宅（アパートなど）の場合は、各階平面図の写し

別記第61号様式の2（裏）記載要領1の事項に次のように加える。

- 35 28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15パーセント達成ディーゼル車（7.5トン超バス・トラック）（非課税）タ
36 28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10パーセント達成ディーゼル車（7.5トン超バス・トラック）（20/100税率）ヒ
37 28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5パーセント達成ディーゼル車（7.5トン超バス・トラック）（40/100税率）ホ
38 28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（7.5トン超バス・トラック）（60/100税率）モ

別記第61号様式の2（裏）記載要領3の事項中「34」を「38」に改め、同様式（裏）

記載要領4(7)の事項中

「控除）7」を
「控除（H28.10.31まで））7」に改め、同様式（裏）記

載要領4(12)の事項中

「控除）C」を
「控除（H28.10.31まで））C」に改め、同様式（裏）

記載要領4(16)の事項中

「控除）K」を
「控除（H28.10.31まで））K」に改める。

別記第70号様式その1（表）中

「
1 身体障害者手帳
2 戦傷病者手帳
3 療育手帳
4 精神障害者保健
福祉手帳
5 判定書又は診断
書
」

を

「
1 身体障害者手帳
2 戦傷病者手帳
3 療育手帳
4 精神障害者保健
福祉手帳
」

に改め、同様式そ

の1（裏）注意1の事項中「(5)まで」を「(4)まで」に改め、同様式その1（裏）注意1(5)の事項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。